

# 1 手引の概要

## (1) 手引作成の目的

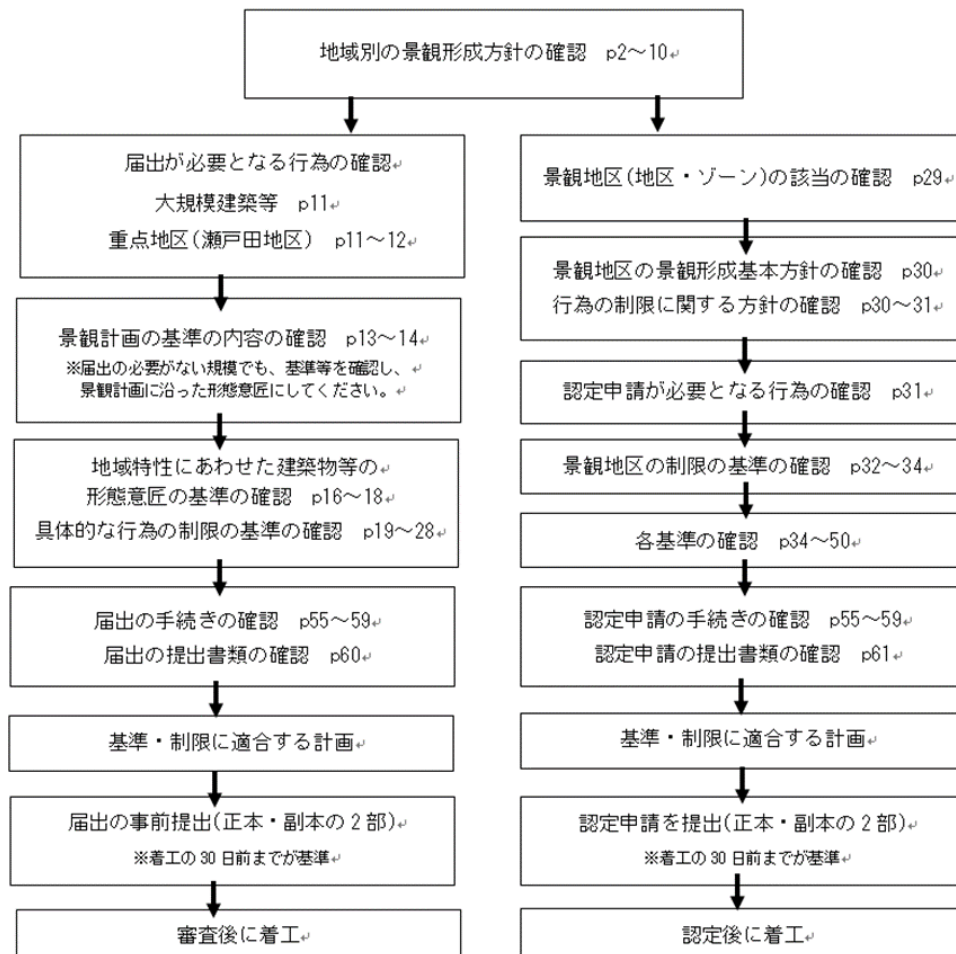
本市は、緑豊かな中山間地域から尾道水道周辺地域を経て多島美を有する島しょ部で構成され、固有の歴史、文化、景観などの多彩な資源を活かしながら、尾道らしいまちづくりに取り組んでいます。

本市における景観形成の取組として、平成19年4月1日から「景観計画」「都市計画の景観地区」「景観条例」「屋外広告物条例」の4つの景観施策を施行し、市民の皆様と行政が協働して良好な景観の保全・形成を推進してきました。施行から20年近く経過する中で、景観を取り巻く社会環境の変化に対応するため、令和8年4月1日に「景観計画」「都市計画の景観地区」「景観条例」の変更を行いました。

この手引きは、良好な景観形成のための方針・基準等の内容を、市民・事業者のみなさんに紹介し、理解と積極的な配慮をいただくとともに、届出や申請にかかる手続きを円滑に行うためのガイドブックとなるものです。

## (2) 手引の内容と利用方法

尾道市内で建築行為等を行う場合、以下のフローに沿って景観形成の方針・基準、手続き等を確認してください。



※地域の特性や景観資源を阻害するなど、明らかに方針の内容に適合しないものは設計変更等をお願いする場合があります。

## 2 景観計画

### (1) 景観計画区域

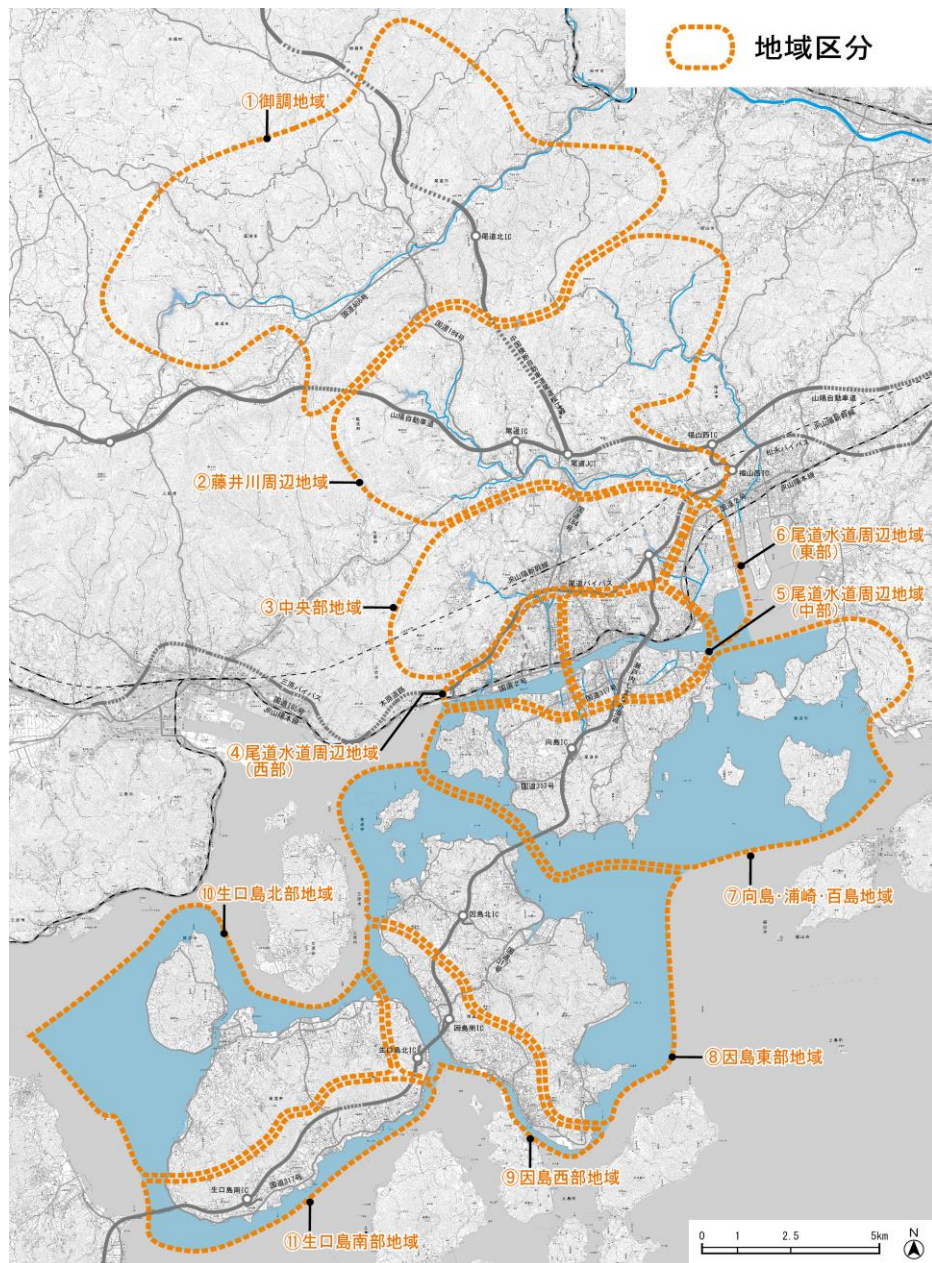
景観計画の区域は、尾道市全域となります。

### (2) 地域別の景観形成の方針

地形や土地利用のまとまりと景観資源の特徴から、景観計画区域を次の11の地域に区分し、それぞれの特性を活かした景観形成方針を定めています。

- ①御調地域 ②藤井川周辺地域 ③中央部地域 ④尾道水道周辺地域(西部)  
⑤尾道水道周辺地域(中部) ⑥尾道水道周辺地域(東部) ⑦向島・浦崎・百島地域  
⑧因島東部地域 ⑨因島西部地域 ⑩生口島北部地域 ⑪生口島南部地域

□景観計画区域の地域区分



## ①御調地域

景観形成の目標	御調川を地域の軸として、自然・田園的要素と都市的要素を活かした活力と潤いを感じられる景観の形成をめざす。
---------	--

### 景観形成の方針

#### (ア)御調川を活かした骨格的な景観の形成

- 地域の中央部を流下する御調川について、河川内に残る自然環境や景観に変化をもたらす取水堰などの資源を保全していく。
- 御調川沿いに設けられた遊歩道「いきいきロード」は、彼岸花などが咲く河川景観との調和を図るとともに、歩行者ルートのネットワーク化などにより、市民が親しみやすい景観資源として育成していく。

#### (イ)良好な自然景観、営農景観の保全

- 豊かな山の緑や青龍湖（御調ダム湖）周辺の自然景観を保全する。
- 御調川沿いに広がる水田や菅野の干柿などについては、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。

#### (ウ)自然環境や田園と調和した良好な集落景観の形成

- 地域の中心部では店舗、公益施設などをより低彩度の色彩とするなど、適度な彩りを持ちながら周辺の自然・田園と調和するよう長期的に誘導する。また、旧出雲街道（銀山街道）などの資源を魅力づくりに活用していく。
- 地域内の大規模な公共施設や工場などについても、屋根や外壁の色彩について周囲の山林などに調和するよう誘導する。
- 広域の玄関口のひとつである尾道北インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和をきたさないよう、周辺の自然・田園との調和を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



御調川

## ②藤井川周辺地域

景観形成の目標	河川や山地の自然と農地・集落地などの構成要素を活かし、潤いと落ち着きのあつる景観の形成をめざす。
---------	--

### 景観形成の方針

#### (ア)河川や山林を活かした潤いある景観の形成

- 藤井川などの河川については、河岸の桜や柳などの景観資源を活かすとともに、親水護岸などによる河川環境の整備を行い、地域景観の骨格としていく。
- 豊かな山の緑や竜泉寺ダム湖周辺の自然景観を保全するとともに、中国自然歩道を軸として景観を楽しむネットワークを形成する。

#### (イ)自然景観と調和した落ち着きのある市街地景観・営農景観の形成

- 河川周辺に形成された水田や北部のブドウ畑などについては、農地の有効利用と適切な

管理を促進することにより、営農景観を保全する。

- 工場などの規模の大きい建築物や店舗などの立地が景観に影響を与えやすい主要な幹線道路周辺の市街地や集落地では、周囲の自然と調和した建築物等を誘導し、良好な市街地景観を形成する。
- 尾道インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



藤井川と周辺の農地、集落

### ③中央部地域

景観形成の目標	丘陵地などの自然景観の保全を基調としながら、市街地と自然が調和した良好な景観の形成をめざす。
---------	--

#### 景観形成の方針

##### (ア)特色のある自然景観の保全

- 鳴滝山の自然を保全するとともに、自然景観や眺望景観を楽しむための散策路や展望地の維持・充実を図る。
- 久山田水源池とその周辺では、水源としての山林を保全するとともに、湖畔の環境や歴史的資源でもある水源地えん提などの資源を活かしながら、緑と調和した落ち着いたあたる集落景観を形成する。

##### (イ)自然と調和し、潤いや表情のある市街地景観の形成

- 丘陵地においては、市街地と周辺の自然との調和に努め、稜線などの地形や緑との連続性を確保する。また、市街地では、緑化などにより潤いを創出するほか、工業・流通業務団地等において、建築デザインの工夫など親しみやすい産業景観を形成する。
- 新尾道駅周辺では商業・サービス施設の立地を促進しながら、良好な都市景観の形成を図る。また、西瀬戸尾道インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和をきたさないよう、また、広域の玄関口にふさわしい景観形成につながるよう、一定の誘導を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



新尾道駅周辺の市街地と丘陵地

#### ④尾道水道周辺地域（西部）

景観形成の目標	尾道の代表的な景観資源である尾道水道を挟んだ眺望や地域の景観資源を活かした良好な景観の形成をめざす。
---------	--

##### 景観形成の方針

##### (ア)尾道水道沿いの良好な市街地景観の形成

- 尾道水道沿岸の港湾施設、漁港、造船所などを景観資源として活用するとともに、今後、再整備などが行われる場合にも、海辺の親水性やランドマーク性を重視するなど、良好な景観の形成に努める。
- 良好な眺望景観を育成するため、屋外広告物などの阻害要素を抑制するとともに、高層建築物等が地域の中で良好な景観要素となるよう誘導していく。
- 新たな宅地開発や高層建築物の建設、国道 184 号バイパスなどの公共施設の整備においては、尾道水道や対岸への眺望が得られる視点場を継続して確保していく。
- 国道 184 号バイパスの整備後は、沿道における適切な土地利用と併せて、良好な市街地景観の形成を促進する。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



尾道水道を挟んだ市街地の景観

##### (イ)栗原川を活かした良好な景観の形成

- 栗原川沿いの桜並木を保全するとともに、国道 184 号沿道での建築物の新築や増改築については、栗原川の景観と調和し、品格のある形態意匠を誘導する。

\*ランドマーク…山や高層建築物など、視覚的に目立つもの。ある特定地域の景観を特徴づける目印。

#### ⑤尾道水道周辺地域（中部）

景観形成の目標	豊かな自然・歴史・文化資源が醸し出す特色のある景観、そして日本遺産「尾道水道が紡いだ中世からの箱庭的都市」としての景観の保全・創造に取り組むとともに、その景観を中心市街地のまちづくりの中に活かし、尾道の都市イメージの中心となる「心に残る尾道の景観」の形成をめざす。
---------	--

##### 景観形成の方針

##### (ア)尾道水道や尾道三山などを骨格とした都市景観の形成

- 景観の骨格となる尾道水道、尾道三山、向島の岩屋山・兼吉の丘・小歌島、尾道大橋・新尾道大橋及び尾道駅前地区と、これらに囲まれた斜面市街地、中心市街地及び向島の市街地の範囲を中心として、尾道らしい景観を形成する。
- 尾道水道の水面、尾道三山、向島の岩屋山・兼吉の丘・小歌島の自然を将来にわたって保全する。
- 豊かな眺望景観を保全するため、高層建築物や屋外広告物によって眺望を阻害されることがないように誘導していく。また、斜面市街地の古寺めぐりコースや千光寺山・浄土寺山山頂のほか、尾道水道の海岸や尾道駅前などにおいて眺望を楽しめる視点場を継続的

に確保していく。

- 尾道三山の斜面市街地と尾道水道沿いの市街地では、尾道らしい景観特性を活かせるような建築物や工作物などを誘導する。
- 新たな視点場である千光寺頂上展望台（PEAK）、千光寺公園視点場（MiTeMi）からの眺望が確保できるように努める。
- 尾道市役所展望デッキから、尾道三山への眺望が維持されるように留意する。
- 尾道水道とそこを行き交う渡船、そして渡船からの眺望も大切な景観としてその継承に努めるとともに、渡船乗場とその周辺においても、良好な景観の形成に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(イ)尾道らしい歴史・文化資源や空間特性を活かした景観の形成

- 多くの寺院・神社や、港町・商都の歴史をとどめる建造物、坂みちや小路の空間などを将来にわたって継承していくとともに、これらを活かした歴史・文化的な景観を形成する。
- 尾道水道の沿岸では、賑わいの創出にもつながる親水空間の維持等に努める。
- 中心市街地、斜面市街地、海辺の歩行者ルートの回遊性を高め、景観を楽しむルートを形成する。

(ウ)周辺の市街地における地区特性を活かした景観の形成

- 尾道三山や向島の岩屋山・兼吉の丘・小歌島など景観の骨格となるゾーンの周辺においては、尾道水道方面への眺望を得られる眺望点の確保や向島の小河川の活用、果樹園の景観の保全など、地区の特性や資源を活かした景観を形成する。
- 尾道三山と斜面市街地、向島の海辺などから見えやすい位置にある大規模な建築物や屋外広告物については、景観を阻害しないよう規制・誘導する。
- 尾道駅や瀬戸内しまなみ海道の周囲では、本州側の玄関口としての景観を損ねることがないように屋外広告物の掲出の方法などを規制・誘導する。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。



向島から見た千光寺山、斜面市街地、中心市街地などの景観

## ⑥尾道水道周辺地域（東部）

景観形成の目標	恵まれた交通条件と都市基盤を活かした尾道市東部の広域拠点として、住宅、商業・業務、工業などの機能が複合し、活力を感じさせる良好な都市景観の形成をめざす。
---------	--

### 景観形成の方針

(ア)市域東部の広域拠点にふさわしい都市景観の形成

- 東尾道駅前や幹線道路の沿道において、賑わいの創出を基本としながら、大規模な屋外広告物や派手な色彩の広告物などに対して、良好な景観の形成につながるよう一定の誘導を図る。
- 流通業務系や工業系の市街地においては、建築デザインの工夫などにより親しみやすい産業景観を形成する。
- 市街地における緑化を推進するほか、大田川・黒崎水路の水辺を憩いの空間として活かすなど、潤いのある景観の形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



高須町の幹線道路沿道

## ⑦向島・浦崎・百島地域

景観形成の目標	優れた自然景観を基調として、柑橘などの営農風景や集落のたたずまいが調和した、穏やかで美しい瀬戸内の景観の形成をめざす。
---------	---

### 景観形成の方針

(ア)瀬戸内の優れた自然景観の保全

- 瀬戸内海国立公園をはじめとした山林、自然海岸などの自然景観を保全するとともに、展望地や遊歩道など景観を楽しむ基盤の充実と、展望地等からの眺望の確保に努める。
- 観光・リゾート系の施設や別荘などは、周囲の自然と調和し、瀬戸内の景観にとけ込んだデザインとなるよう誘導する。



高見山(向島)から見る立花地区

(イ)特色のある営農景観や集落景観の保全

- 地域の景観資源である果樹園、わけぎ等の畑地について、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。
- 集落においては、建築物等と周囲の自然景観との調和に配慮するとともに、船だまりや古い干拓地の石積護岸、海への眺望など地域の景観資源の保全や活用を図る。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(ウ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 布刈瀬戸に架かる因島大橋の周辺は、自然景観と調和した建築物の形態意匠の誘導や利用しやすい眺望場所の確保などにより、瀬戸と橋梁が映える良好な景観を形成する。
- 向島インターチェンジ周辺では、屋外広告物などによる景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

⑧因島東部地域

景観形成の目標	恵まれた自然環境や営農風景を活かし、多彩な眺望景観を楽しむことができる景勝地の形成をめざす。
---------	--

景観形成の方針

(ア)瀬戸内の優れた自然景観と営農景観の保全

- 瀬戸内海国立公園をはじめとした山林、自然海岸などの自然景観を保全するとともに、眺望場所の整備又は適切な維持管理により、景観を楽しむ基盤の充実を図る。
- 観光施設や別荘などは、周辺の自然と調和し、瀬戸内の景観にとけ込んだデザインとなるよう誘導する。
- 地域の景観資源である果樹園や野菜畑について、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。



重井地区の農地や市街地など

(イ)自然景観と調和した市街地・集落景観の形成

- 大規模な店舗・工場、屋外広告物などは、周囲の自然と調和した色彩などを誘導し、良好な景観を形成する。
- 歴史性のあるまちなみなどを活かし、魅力ある市街地・集落景観を形成する。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(ウ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 因島大橋の周辺は、自然景観と調和した建築物の形態意匠の誘導などにより、布刈瀬戸と橋梁が映える良好な景観を形成する。
- 因島北インターチェンジ周辺では、屋外広告物による景観の不調和の改善や大規模人工法面の適切な修景などにより、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

## ⑨因島西部地域

景観形成 の目標	しまなみの魅力を実感できる、美しい瀬戸風景の形成をめざす。
-------------	-------------------------------

### 景観形成の方針

#### (ア)瀬戸の自然景観と調和した市街地・集落地景観の形成

- 瀬戸に面した市街地・集落地においては、建築物や屋外広告物の色彩などを誘導し、周囲の自然景観との調和を図る。
- 建築物の屋上などに設置される工作物や屋外広告物を抑制し、スカイラインが整った良好な海辺市街地の景観を形成する。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。



因島公園からの景観

#### (イ)景観を楽しむ場の充実

- 市街地背後の山地部などにおける眺望場所では、適切な維持管理や交通条件の整備などにより、景観を楽しむ場の充実に努める。
- 沿岸部においては、市民や観光客が憩い、瀬戸の風景を楽しむことができるよう、因島総合支所や隣接する芝生広場の活用を図るとともに、港湾施設や幹線道路の整備などに合わせて広場、遊歩道などの整備を検討する。

#### (ウ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 生口橋の周辺は、因島側・生口島側が一体となって、自然景観と調和した建築物の形態意匠の誘導や屋外広告物の規制・誘導、利用しやすい眺望場所の確保などにより、瀬戸と橋梁が映える良好な景観を形成する。
- 因島南インターチェンジ周辺と生口島北インターチェンジ周辺では、屋外広告物などによる景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

## ⑩生口島北部地域

景観形成 の目標	歴史・文化的資源や瀬戸田水道などの眺望を活かし、瀬戸内しまなみ海道沿線地域の代表的な観光地にふさわしい優れた景観の形成をめざす。
-------------	--

### 景観形成の方針

#### (ア)瀬戸田地区を中心とした歴史・文化性のある優れた景観の形成

- 瀬戸田地区に集積する文化施設や寺社、歴史性のあるまちなみを保全していくとともに、歴史・文化的資源や背後の山林などと調和するよう、周囲の建築物の色彩などを誘導していく。
- 潮音山公園や耕三寺未来心の丘から見られる魅力ある眺望景観と瀬戸田水道に面した海辺景観を保全・創造していくため、中高層建築物や瀬戸田水道沿いの建築物の形態意匠の誘導、屋外広告物を規制・誘導する。



高根大橋からの瀬戸田港一帯の景観

- 中野地区に残る旧家群のまちなみを活かした集落景観を形成する。
- 県道生口島循環線沿道の商業施設などは、歴史・文化的な地区イメージと調和するよう建築物や屋外広告物の形態意匠を誘導する。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家の利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(イ)景観を楽しむ環境の充実

- 潮音山登山道を歩きやすい環境にするとともに、山頂展望地など眺望場所の維持管理や整備を進める。
- しおまち商店街や海辺の遊歩道などを軸として、歴史・文化的景観や眺望景観などを楽しむことができる歩行者空間の充実、ネットワーク化を図る。

(ウ)自然景観、営農景観の保全

- 瀬戸内海国立公園観音山の自然や、高根島北部などに残る貴重な自然海岸を保全する。
- 市街地背後の緩斜面に広がる果樹園については、農地の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。

⑪生口島南部地域

景観形成の目標	島の南に開けた地形や地区ごとの資源を活かし、明るくのどかな景観の形成をめざす。
---------	---

景観形成の方針

(ア)特色のある集落景観の形成

- 地域の景観資源である果樹園の有効利用と適切な管理を促進することにより、営農景観を保全する。
- 集落においては、建築物等と周囲の自然景観との調和に配慮するとともに寺社、塩田の遺構、船だまり、果樹園、海辺の公共空間など地域の景観資源の保全や活用を図る。
- 管理不全な空き家が地域の景観に影響を及ぼすことがないように、所有者等の管理意識の向上を図るとともに、空き家バンク制度等による利活用を促進し、良好な住環境の形成に取り組むほか、所有者等が改修を行う場合には、周囲の景観との調和に努める。

(イ)瀬戸内しまなみ海道沿線としての景観の形成

- 多々羅大橋東詰において利用しやすい眺望場所を確保する。
- 生口島南インターチェンジ周辺では、屋外広告物などによる景観の不調和をきたさないよう、広域の玄関口にふさわしい景観形成を図る。
- 太陽光発電施設を設置する場合には、その配置や色彩、修景等に留意し、周辺の眺望点や周囲からの見え方への配慮と景観との調和に努める。



果樹園と集落の景観

### 3 景観形成の基準の説明

#### 1 景観計画区域

##### (1) 届出が必要となる行為

景観計画に基づく届出対象行為は、景観法第 16 条第 1 項の規定に基づき、また広島県景観条例における届出対象（大規模行為）との整合性を保つ観点から、次のとおりとしています。

※重点地区の区域と重点地区以外の区域で対象となる規模等が異なります。

行為の種別		対象となる規模等		
		重点地区の区域		重点地区以外の区域
		尾道・向島地区	瀬戸田地区	
① 建築物	新築、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	—  (都市計画景観地区であり、景観計画に定める建築物に関する行為の制限が適用されない。)	規模を限定しない。	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超える建築物 (増築については行為後の高さ又は建築面積)。 増改築と外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
② 工作物	新設、増築、改築、移転、外観の変更を伴う修繕・模様替え、色彩の変更	下表の工作物の区分に従い、次のとおりとする。 a：高さ5mを超え、かつ長さ10mを超えるもの b：高さ13mを超える(*)又は築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超える(*)もの (*)建築物と一体になって設置される場合の高さは、当該工作物の高さが5m超、かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さがbで13m超、cで20m超 外観の変更・色彩の変更は当該部分の面積の合計が10㎡を超えるもの		
			敷地に設ける柵・塀について規模を限定しない。	
③	開発行為	3,000㎡を超える開発行為		
④	土石の採取	1,000㎡を超える採取		
⑤	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの		
⑥	届出事項の変更	前記5項目の届出事項を変更しようとするとき		

[工作物の区分]

a	・垣、柵、塀、擁壁、法面等その他これらに類するもの
b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの</li> <li>・煙突、排気塔その他これらに類するもの</li> <li>・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの</li> <li>・歩道橋・浮棧橋（連絡橋を含む）</li> <li>・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの</li> <li>・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの</li> <li>・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</li> <li>・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設</li> <li>・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの</li> <li>・太陽光発電施設</li> </ul>
c	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彫像、記念碑その他これらに類するもの</li> <li>・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線(これらの支持物を含む。)、その他これらに類するもの</li> <li>・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの</li> </ul>

前記の規定にかかわらず、次の行為は、景観計画に基づく届出は不要です。

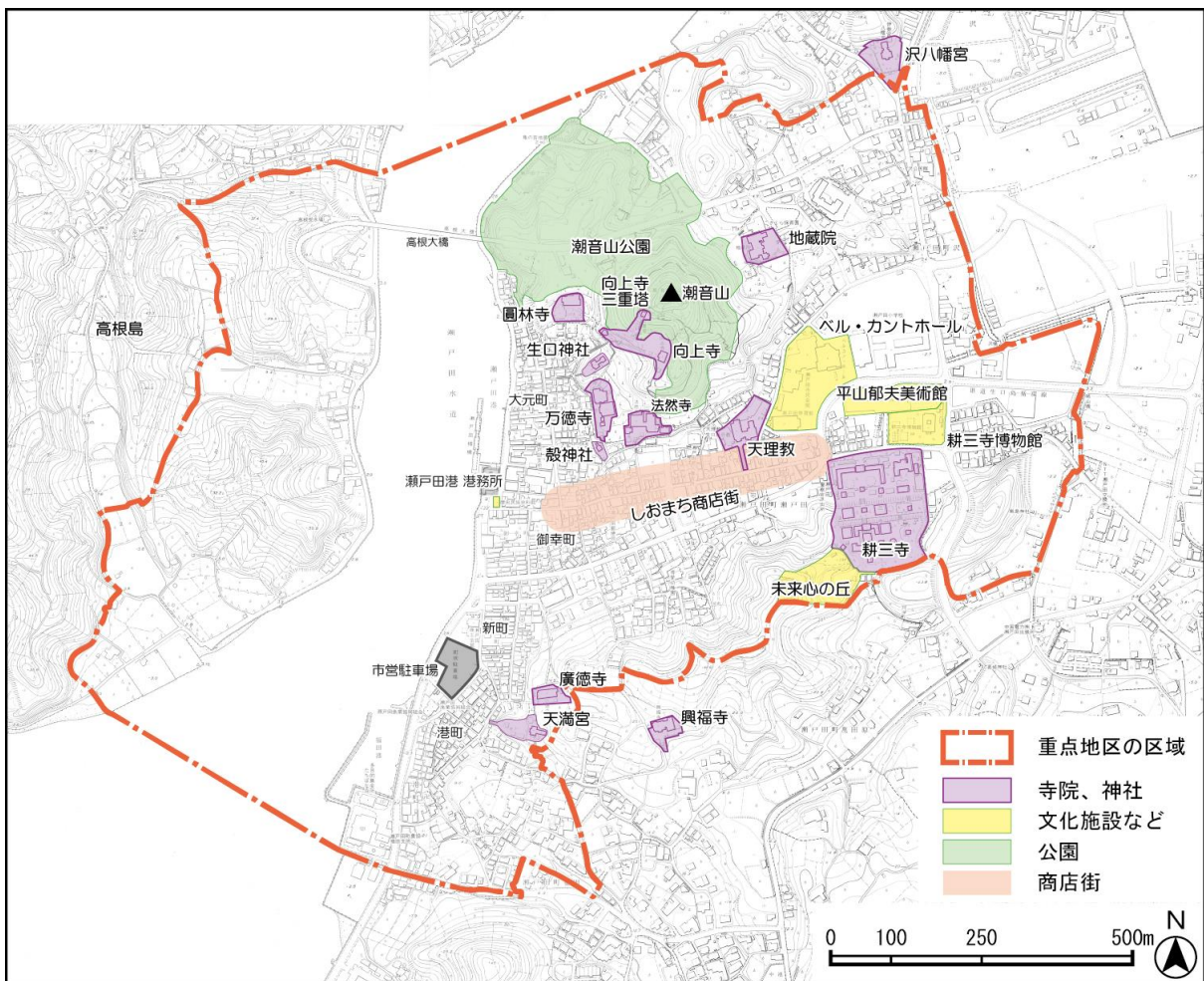
- 国宝、重要文化財、指定文化財などの修繕などで、文化財保護法や広島県又は尾道市の文化財保護条例の規定により別途通知や許可申請などが必要な行為
- 通常の管理行為、軽易な行為、地下に設ける建築物・工作物の建築・建設、植物の伐採、建築物が既にある建築敷地内で行う一定の行為
- 非常災害の応急措置として行う行為
- 景観地区内で行う建築物の建築等（別途、認定申請をしていただくため）
- 平原地区と尾道流通団地地区で行う建築物の建築等と工作物の建設（それぞれ地区計画に基づく制限があるため）
- 尾道市屋外広告物条例の規定により別途届出や許可申請が必要な屋外広告物及びこれを掲出する工作物の設置など

重点地区の区域は次のとおりです。

○尾道・向島地区は、特に尾道市の景観形成を主導する地区として、「都市計画の景観地区」に指定しています。区域は、p 29 の図をご覧ください。

○瀬戸田地区の区域は、下図をご覧ください。

□重点地区（瀬戸田地区）の区域図



## (2) 景観計画の基準の内容

### 【地域特性にあわせた建築物等の形態意匠の基準】

→詳しくはp16~18をご覧ください

- 山林や果樹園が広がる地区においては、山林等の色彩や稜線などの地形要素となじませる。
- 水田、畑、農業集落などが広がる地区においては、色彩やスケール感を周囲となじませる。
- 住宅地や家屋が連たんする集落においては、色彩やスケール感を周囲となじませ、調和させるほか、親しみやすいデザインを導入する。
- 小売店舗やサービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道においては、にぎわいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩は避け、品格のある建築物とする。
- 工場や流通業務施設が集積する市街地においては、周囲との調和を基本とし、表情のあるデザインを導入する。
- 景観資源となる歴史的建造物等の周辺においては、建築物や工作物は当該資源との連続性に配慮し、当該資源に調和する色彩や素材を用いる。
- 高速自動車道のインターチェンジ・ジャンクション、鉄道駅の周囲、渡船乗り場の周囲においては、表情のある建築デザインの採用や樹木による修景とともに、景観阻害につながる工作物等を抑制する。

### 【具体的な行為の制限の基準】

#### ①建築物

→詳しくはp19~24をご覧ください

項目		規制又は措置の基準
屋根	形状等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築場所の周辺が住宅地や集落地であるときは、極力勾配屋根とする。ただし、建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合はこの限りではない。</li> <li>●勾配屋根とするときは、形状や配置について周囲の既存建築物と調和させる。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高明度・高彩度のものは使用しないこととする。</li> <li>●瀬戸田地区においては明度、彩度を低くする。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）</li> </ul>
外壁	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○圧迫感を感じさせないような外壁の工夫</li> <li>○色彩や素材、目地等による分節</li> </ul> </li> <li>●海辺に立地する建築物は、海辺の景観を向上させるため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の配置及び低層階の形態は、極力、陸地側から海への視線が確保されるものとする。</li> <li>○海上や対岸からの眺望に配慮し、海側が建築物の表側と感じられる表情のある意匠とする。</li> </ul> </li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色についてはこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、彩度の高い色は使用しないこと。</li> <li>○瀬戸田地区においては、背後の山林や瀬戸の景観と調和する穏やかな色彩とする。（都市計画景観地区の斜面市街地ゾーン及び沿道市街地ゾーンと同じ基準を適用する。）</li> <li>○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。</li> </ul> </li> <li>●大規模建築物の色彩による景観への影響が大きい自然・農地が広がる地域や住宅地等においては、上記の色彩基準を前提として、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○住居系の市街地及び集落地においては暖色系の色相</li> <li>○瀬戸内の自然景観の保護が求められる瀬戸内海国立公園の特別地域をはじめ「向島・浦崎・百島地域」、「因島東部地域」、「因島西部地域」、「生口島北部地域」及び「生口島南部地域」では、周囲の山林や果樹園の色彩との対比性が強調されないものであること。</li> </ul> </li> <li>●建築物の増築を行う場合や、敷地内に新たな建築物を増設する場合は、類似する部位の色彩を統一するなど、全体の色彩を調和させる。</li> </ul>

項目	規制又は措置の基準
建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外階段や建築設備を設置する場合は、建築物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物と一体となった意匠とする。</li> <li>○周囲から直接望見できない位置に配置する。</li> <li>○ルーバー*、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。</li> </ul> </li> <li>●集合住宅などにおけるテレビ受信アンテナは、共同化する。</li> <li>●建築物に附属する駐車場・駐輪場は、建築物本体と調和した意匠とする。</li> <li>●建築物に附属するごみ置き場は、美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の内部に組み込み、一体化する。</li> <li>○建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽する。</li> </ul> </li> <li>●屋根上に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根等と調和するよう明度、彩度を低くし、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○勾配屋根及び外観が勾配屋根に類似する構造物に設置する場合は、屋根等の勾配から突き出しのないように設置する。</li> <li>○陸屋根に設置する場合は、ソーラーパネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景に努める。</li> </ul> </li> <li>●瀬戸田地区においては、屋上、屋根、階段室などには建築設備等は原則として設置しない。また、屋上、屋根、塔屋などには携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。（都市計画景観地区における「屋根等」の「スカイライン」と同じ基準を適用する。）</li> </ul>
塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の敷地に塀や柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの</li> <li>○化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀</li> <li>○塀・柵の前面を緑化したもの</li> </ul> </li> <li>●瀬戸田地区においては、コンクリート塀又はコンクリートブロック塀に着色する場合は彩度を低くする。また、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したのや、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）</li> </ul>

## ②工作物

→詳しくはp 25～26をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
工作物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色、工作物の保安上必要とされる彩色、彫像・記念碑等でデザイン上必要な彩色等はこの限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないこと。</li> <li>○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。</li> </ul> </li> <li>●貯蔵用タンクなどで大規模な壁面を有する工作物（規模は建築物の場合に準じる。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、極力、色彩等による分節化や表情づけを行う。</li> </ul>
工作物の附属設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●工作物に屋外階段や高架水槽などの設備を設置する場合は、工作物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該工作物と一体となった意匠とする。</li> <li>○ルーバーなどにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は当該工作物の色彩の基準と同一とする。</li> </ul> </li> </ul>

\*ルーバー…格子状に一定の間隔、角度で取り付けられた装置、構造物で、通気性を確保しながら日よけや雨よけ、目隠しに用いる。

項目	規制又は措置の基準
工作物の敷地の塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工作物の敷地に塀や柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの</li> <li>○ 化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀</li> <li>○ 塀・柵の前面を緑化したもの</li> </ul> </li> <li>● 瀬戸田地区においては、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したのものや、褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）</li> </ul>
擁壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。</li> </ul>
太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アレイ（ソーラーパネルを架台に設置したもの）の高さや配置は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。</li> <li>● 太陽光発電施設を設置しようとする場所が眺望の良い場所に隣接・近接する場合や、主要な道路に面している場合は、敷地境界から距離をとった配置や、できる限り見えないように植栽を施す事を検討し、適切な修景等に努める。</li> <li>● ソーラーパネルや付帯設備等の色彩は、周囲の景観との調和に配慮する。</li> </ul>

### ③開発行為

→詳しくは p 26 をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
擁壁その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 周辺の自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努める。なお、主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。</li> </ul>

### ④土石の採取

→詳しくは p 27 をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
採取の工法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為後に、行為前に近い自然の状態に戻る工法を採用する。</li> </ul>
修景又は塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 採取する土地は、目立たないように、次のいずれかの措置を講じる。なお、行為の土地の形状や地形等から困難である部分についてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 敷地の周囲を緑化等により修景する。</li> <li>○ 周囲から見えにくいよう、次のいずれかで採掘場所を隠す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス</li> <li>・ 柵・塀の前面を緑化したもの</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

### ⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

→詳しくは p 28 をご覧ください

項目	規制又は措置の基準
堆積の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、極力堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。</li> </ul>
修景又は塀や柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行為地の敷地は、堆積物が周囲から見えにくいよう、次のいずれかで堆積物を隠す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス</li> <li>○ 柵・塀の前面を緑化したもの</li> </ul> </li> </ul>

<b>適用除外</b>	<p>次の建築物・工作物における建築等の行為については、届出はしていただきますが、制限の適用を除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 公共用空地（道路、公園、広場、歩行者通路、その他の公共の用に供する空地）から望見できないもの（望見できない部分を有する場合には、当該部分）</li> <li>② 良好な景観形成に支障を及ぼす影響が少ないものとして市長が特に認めたもの</li> </ul>
-------------	--

### (3) 各基準の説明

#### 【地域特性にあわせた建築物等の形態意匠の基準】

「地域別の景観形成の方針」(p3~10)に加え、周辺地区における景観の特徴に調和させることを重視し、地区の景観の特徴を伸長させる要素の導入や敷地内の緑化など、当該行為が良好な景観の形成に寄与するよう努めます。

山林・果樹園が広がる地区	山林等の色彩や稜線などの地形要素となじませるなど、緑と調和した景観を形成する。
--------------	---

- ◆山林や果樹園が広がる丘陵地などの地区では、次のことなどに配慮が必要です。
  - ・山林等の色彩から突出して見える対比性の強い色彩とならないこと
  - ・建築物、工作物が、背後の山林等の稜線から著しく突出した配置・形状とならないこと



因島田熊町

農業集落などが広がる地域	色彩やスケール感を周囲となじませるなど、落ち着きとゆとりのある景観を形成する。
--------------	---

- ◆水田、一般畑、農業集落などが広がる農業地域では、次のことなどに配慮が必要です。
  - ・色彩が、樹木、土など自然の要素と調和しないものにならないこと
  - ・建築物、工作物の形態や外壁などのデザインが、農家住宅などと調和しない過大なスケール感のものとならないこと



御調町

住宅地・集落地	色彩やスケール感を周囲となじませ、調和を図るほか、親しみやすいデザインの導入により、市民の日常の生活空間にふさわしい景観を形成する。
---------	--

- ◆住宅地や家屋が連たんする集落地では、次のことなどに配慮が必要です。
  - ・居住の場になじみにくい派手な色彩や寒色が強調されていないこと
  - ・建築物、工作物の形態や外壁などのデザインが、一般戸建て住宅などと調和しない過大なスケール感のものとならないこと



竜玉台

商業系市街地・ 幹線道路沿道	にぎわいを演出するデザインを基本とし、けばけばしい色彩をさける など、一定の品格ある景観を形成する。
-------------------	---

◆小売店舗・サービス施設が集積する商業系市街地や幹線道路沿道では、次のことなどに配慮が必要です。

- ・建築物、工作物の色彩をけばけばしいものとし、(屋根・外壁・屋外広告物の色彩の基準への適合)
- ・極端に目立つ装飾や色彩など、周囲から突出するような過剰な演出の意匠としないこと



高須町



因島中庄町

工場・流通業務施設 が集積する市街地	周囲との調和を基本とし、表情のあるデザインの導入により、親しみ やすく、活力を感じさせる景観を形成する。
-----------------------	---

◆工場や流通業務施設が集積する市街地では、次のことなどに配慮が必要です。

(ここでの「市街地」は市街化区域に限定するものでなく、複数の施設が集積し、一団性がある地区を指します。)

- ・外壁など建築物、工作物の外観に、素材や色彩などデザインの工夫を施し、殺風景な印象のものにしないこと



尾道工業団地

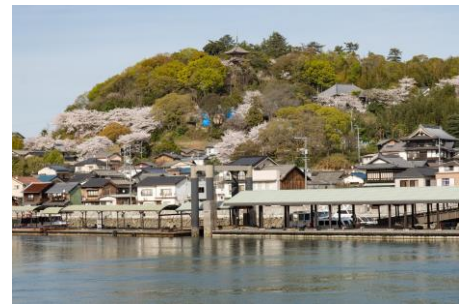


因島田熊町 (生口島から)

歴史的建造物等近傍	建築物や工作物は景観資源との連続性に配慮し、当該資源に調和する色彩や素材を用いて景観を保全する。
-----------	--

◆地域の景観資源となるような歴史的建造物（寺院、神社、古民家など）や樹木などの周囲に立地する建築物・工作物については、次のことなどに配慮が必要です。

- ・当該行為の建築物、工作物が、地区の中で、歴史的建造物や樹木などよりも目立つような形態意匠（色彩など）の採用を控えること
- ・伝統的な意匠を用いた建造物等の周囲で、洋風の建築意匠や色相が異なる屋根の色彩など、調和しにくい意匠の採用を控えること



瀬戸田港と向上寺三重塔など

インターチェンジ、駅、渡船乗り場周囲	表情のある建築デザインや樹木による修景、景観阻害につながる工作物等の抑制などにより、都市・地域の玄関口としての良好な景観を形成する。
--------------------	--

◆多くの人の目に入りやすい場所であることから、目立つことを意識した行為が行われやすい場所ともなります。このため、次のことなどに配慮が必要です。

- ・単調なデザインとせず、玄関口にふさわしい表情を持ったものとする
- ・景観阻害につながるような工作物等は目立つ場所に設置することを避け、やむを得ない場合は樹木による修景等を施すこと
- ・都市・地域の玄関口となるような場所は、市民や来訪者を歓迎する都市・地域の顔となるような空間としていくこと



尾道駅



尾道渡船（土堂棧橋）

## 【具体的な行為の制限の基準】

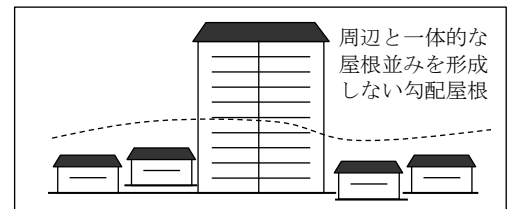
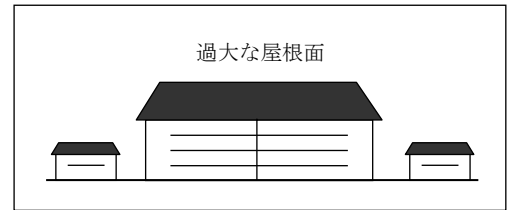
### ①建築物の形態意匠

屋根の形状等	●建築場所の周辺が住宅地や集落地である場合は、極力勾配屋根を採用する。ただし、建築物全体の意匠との調和を図ることが困難な場合はこの限りではない。
--------	--

◆一般の住宅地や集落地では、勾配屋根を用いた住宅などの屋根並みが広がっています。これらに調和するよう勾配屋根を採用することを求められています。

◆ただし、勾配屋根の設置が困難である場合や、景観上はむしろ適当でない場合は、この限りではありません。

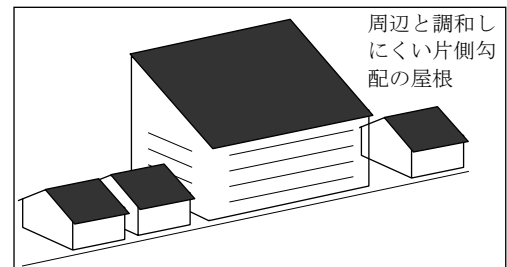
- ・屋上への設備の設置、屋上の利用などの必要があり、これを踏まえた適切な意匠の勾配屋根の設置が困難である場合
- ・建築物の水平方向規模が大きいため、勾配屋根を設置すると過大な屋根面が発生する場合（→右図）
- ・建築物の高さが周辺の住宅地や集落地から突出しているなど、勾配屋根を設置しても周辺と一体的な屋根並みが形成されない場合（→右図） など



屋根の形状等	●勾配屋根を採用する場合は、形状や配置について周囲の既存建築物と調和させる。
--------	--

◆周辺環境と調和するように勾配屋根の形状について配慮が望まれます。

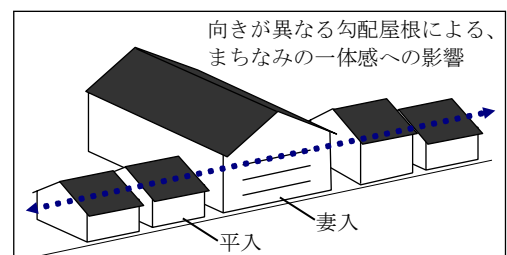
- ・一般に見られる和瓦の屋根勾配は  $4.5/10 \sim 5/10$  とされていますが、これを大きく超えるような屋根勾配は周囲から突出して見えやすいと考えられます。特に、届出対象となる規模の建築物では屋根の規模も相対的に大きく、目立ちやすくなるため、勾配の突出については配慮してください。
- ・妻側が尖って見え、平側の屋根面が大きくなりやすい片側勾配の屋根など、基本形状についても、周囲との調和に配慮してください。（→右図）



◆また、同方向から見たときに、平側又は妻側の屋根面が連なっているとことで、一体感のある景観が形成されます。届出対象となる規模の建築物では、屋根の勾配の方向が揃うように周辺の屋根並みの特性に配慮してください。



平入の屋根が連なった、一体感のある景観



<b>屋根の色彩</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高明度・高彩度のものは使用しないこととする。</li> <li>● 瀬戸田地区においては明度、彩度を低くする。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）</li> </ul>
--------------	--

◆ 建築物の屋根や外壁の色彩は、地域の景観に大きな影響を及ぼす要素であるため、一定の制限を行うこととします。

◆ 景観計画区域における屋根の色彩については、次のような配慮が望まれます。

- ・ 屋根の色彩は、市街地や集落の周辺の樹林などとともに遠距離や高所から認識されることが多い要素です。周辺の自然と調和するように明度・彩度を抑えることが大切です。（植物の緑の平均的な鮮やかさは彩度6程度）
- ・ 汚れが目立ちやすい高明度色や、変退色の影響を受けやすい高彩度色を避けることが望まれます。

◆ 「重点地区」である瀬戸田地区においては、尾道・向島地区（＝景観地区）と同様に、瀬戸の水面や市街地背後の山の自然景観と歴史・文化的なまちなみが調和するよう、屋根の色彩は、低明度・低彩度で落ち着いたもの、穏やかなものとする必要があります。

- ・ 原則、次の色彩範囲(※)としてください。

色相が 10R～5 Y の場合	→ 明度 6 以下、彩度 4 以下
その他の色相の場合	→ 明度 6 以下、彩度 1 以下
（マンセル表色系による）	

(※) 「景観地区」の屋根の色彩基準（p 39）と同じ内容です。

- ・ 陸屋根には色彩の制限を適用しませんが、外観が勾配屋根に類似する構造物（屋上設備の遮蔽や修景などの目的で設置するパラペットや架構式の構造物）には適用します。

◆ なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

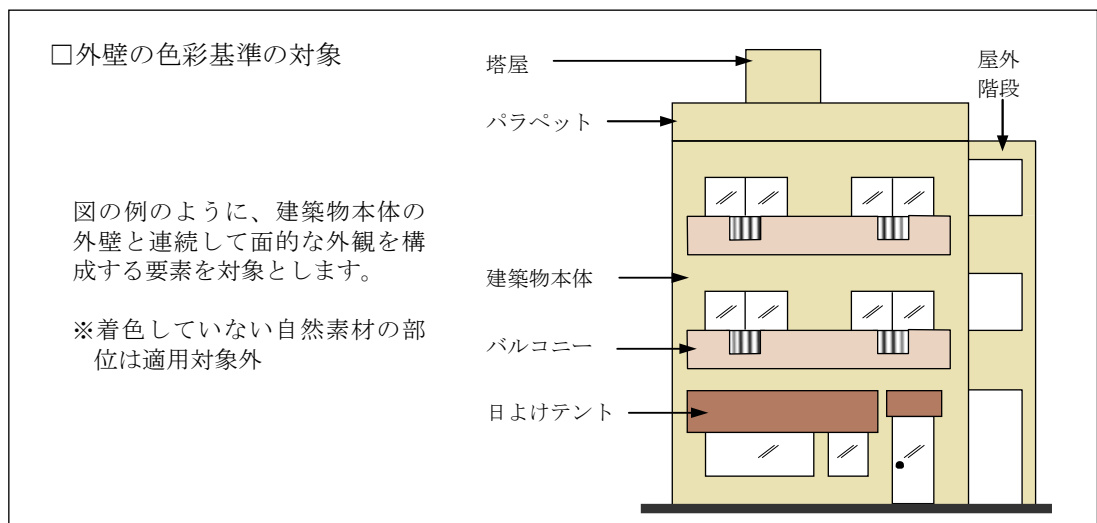
<b>外壁の形態・意匠</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が 30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 圧迫感を感じさせないような外壁の工夫</li> <li>○ 色彩や素材、目地等による分節</li> </ul> </li> <li>● 海辺に立地する建築物は、海辺の景観を向上させるため、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物の配置及び低層階の形態は、極力、陸地側から海への視線が確保されるものとする。</li> <li>○ 海上や対岸からの眺望に配慮し、海側が建築物の表側と感じられる表情のある意匠とする。</li> </ul> </li> </ul>
-----------------	---

◆ 景観地区の建築物に関する「外壁の形態」（p 41）、「ファサード」（p 42）及び「低層部の形態」（p 46）をご覧ください。

◆ 「重点地区」である瀬戸田地区では、地上4階建てでも目立ちやすい規模であるため「大規模な建築物」とします。

外壁の色彩	<p>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色についてはこの限りでない。</p> <p>○落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いることとし、彩度の高い色は使用しないこと。</p> <p>○瀬戸田地区においては、背後の山林や瀬戸の景観と調和する穏やかな色彩とする。（都市計画景観地区の斜面市街地ゾーン及び沿道市街地ゾーンと同じ基準を適用する。）</p> <p>○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。</p>
-------	---

- ◆「外壁の色彩基準」の対象は、屋上パラペットやバルコニー、屋外階段の外壁面、日よけテントの面など、建築物の外壁と連続して面的な外観を構成する要素を含みます。ただし、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

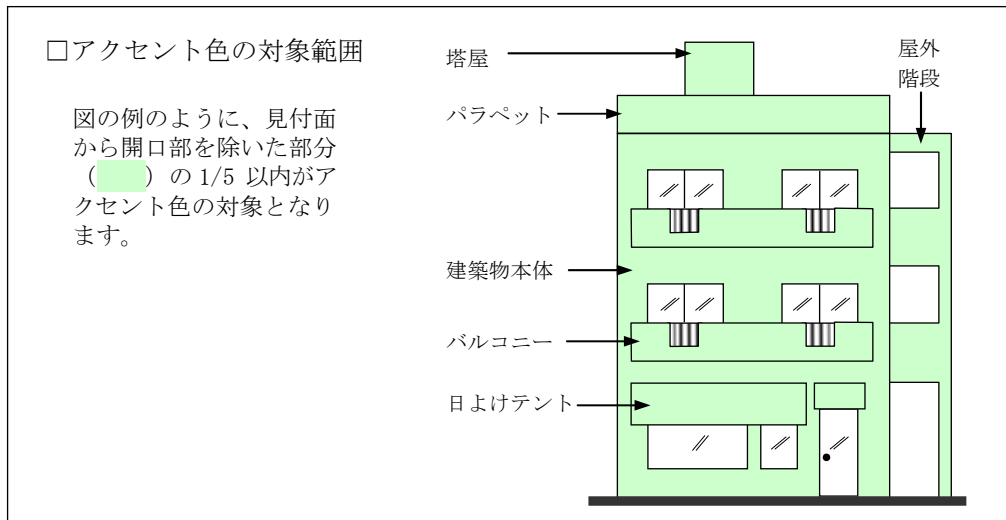


- ◆景観計画区域における外壁の色彩については、次のような配慮が望まれます。
- ・市街地や周辺の自然と調和するように外壁の彩度を抑えることが大切です。（植物の緑の平均的な鮮やかさは彩度6程度）
  - ・一般的に建築物の外装には暖色系の中・低彩度色が用いられています。単に低彩度・無彩色ではなく、暖色系の低彩度色を基本としていくことが大切です。
- ◆「重点地区」である「瀬戸田地区」は、屋根と同様に外壁についても穏やかな色彩とすることが必要です。原則、次の色彩範囲（※）としてください。

色相が5 YR～5 Yの場合	→明度9以下、彩度4以下
その他の色相の場合	→明度9以下、彩度1以下
（マンセル表色系による）	

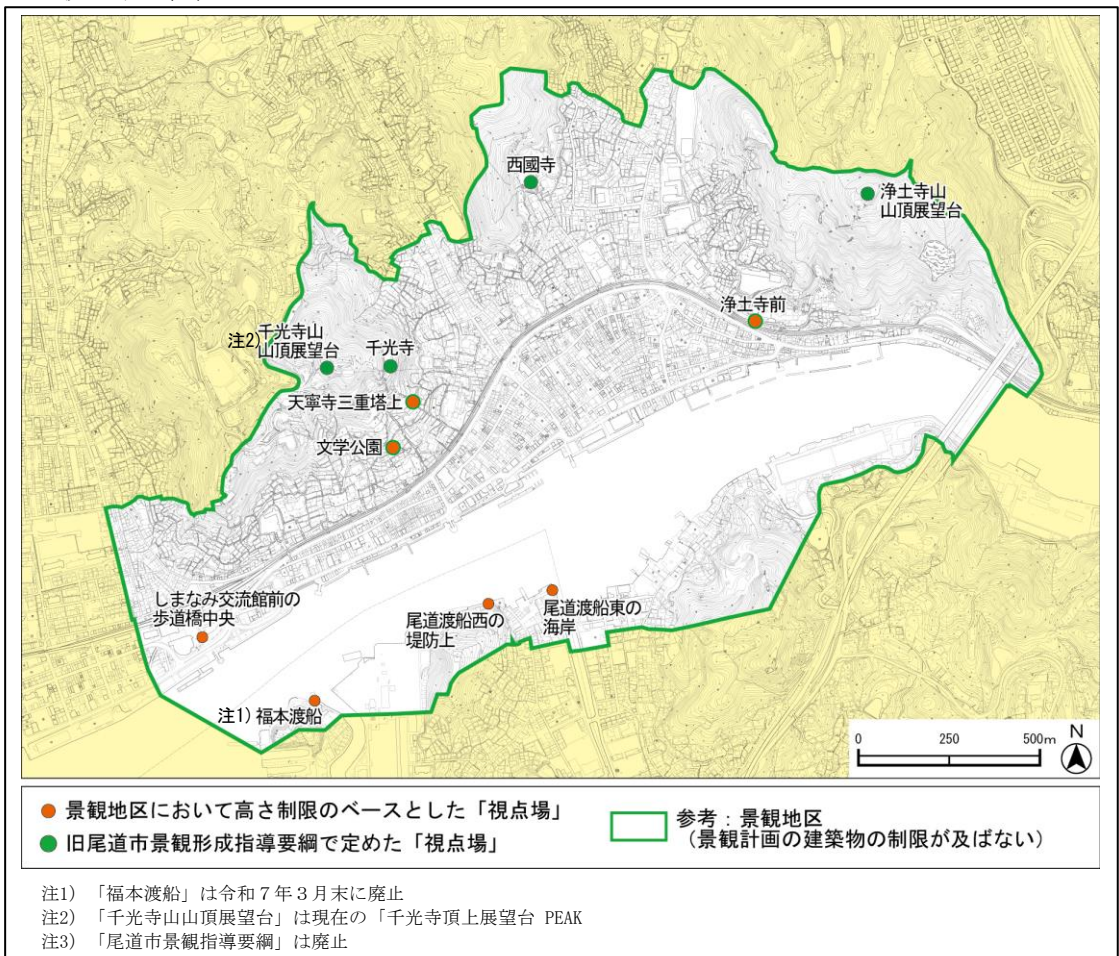
（※）「景観地区」－「斜面市街地ゾーン・沿道市街地ゾーン」の外壁の色彩基準（p43～44）と同じ内容です。

- ◆外壁の色彩基準外の色彩を「アクセント色」として使用することができます。次のとおり、景観地区の外壁の色彩の基準（p45）と同様に扱います。
- ・アクセントとして用いる範囲は、開口部を除いた見付面積の1/5以内とします。立面図を基に算定してください。
  - ・アクセント色は、住宅地、商業地など当該行為の場所の特性に配慮してください。
  - ・最上階の外壁や屋上のパラペットは、眺望景観の中で目立ちやすい場所であるため、これらの場所では、できるだけ高彩度の色彩などを控えてください。



- ◆ 「様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討」の内容は、次とおりです。
  - ・ 当該建築物について、周囲の道路などの公共空地（p15 参照）からの見え方を把握し、周辺の市街地・集落・自然と調和のとれた色彩を選定します。
  - ・ 「主要な展望地」とは、次のいずれかに該当する場所とします。
    - a) 景観計画の「地域別の景観形成の方針」の「方針図」に示した「眺望点」
    - b) 景観地区において高さ制限のベースとした「視点場」……下図参照
    - c) 旧尾道市景観形成指導要綱（注3）で定めた「視点場」……下図参照

□視点場の位置



外壁の色彩	<p>●大規模建築物の色彩による景観への影響が大きい自然・農地が広がる地域や住宅地等においては、上記の色彩基準を前提として、次のとおりとする。</p> <p>○住居系の市街地及び集落地においては暖色系の色相</p>
-------	---

◆景観計画区域は、大部分が樹林・農地などの自然的景観が広がり、市街地等は住居系の土地利用が主です。これらの地域は一般に色彩のまとまりがあり、新たな建築もこれに調和することが求められます。

※なお、ここでいう「大規模建築物」は、外壁の形態・意匠の項目にある「大規模な建築物（地上階数5階以上又は建築物の長辺が30m以上。瀬戸田地区においては地上階数4階以上。）」を意味するものではなく、景観計画の届出対象行為となる建築物全般（建築に関する大規模行為の意味）を指します。

◆住居系の市街地と集落地では、生活の場にふさわしい落ち着きと暖かさのある色彩となるよう、黄赤、黄など暖色系の色彩を基調色としてください。

(続き)	<p>○瀬戸内の自然景観の保護が求められる瀬戸内海国立公園の特別地域をはじめ「向島・浦崎・百島地域」、「因島東部地域」、「因島西部地域」、「生口島北部地域」及び「生口島南部地域」では、周囲の山林や果樹園の色彩との対比性が強調されないものであること。</p>
------	--

◆これらの地域においては、景観の基盤である山林・樹園地の彩りが大切であり、緑を背景にして立地する建築物が、極端に突出して見えないようにする必要があります。

◆このため、外壁の基調色には、著しい高明度色は使用しないでください。

◆なお、色彩に関する基準は、着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。



山林を背景にした塔屋が白色の建築物(右)、彩度を低くした暖色系の色彩の建築物(左)

外壁の色彩	<p>●建築物の増築を行う場合や、敷地内に新たな建築物を増設する場合は、類似する部位の色彩を統一するなど、全体の色彩を調和させる。</p>
-------	---

◆工場、保健・医療・福祉施設、教育施設、宿泊施設など大規模建築物の中には、事業の拡張などに伴い増築・増設を行う場合があります。その際、新旧部分の色彩が調和していない、類似しているが色相・彩度などが少し異なっており一体感を欠いているなどの例が見受けられます。全体の色彩を調和させるよう計画してください。



増設された建築物の色彩に一体感が見られない施設群

<p>建築設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋外階段や建築設備を設置する場合は、建築物の美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物と一体となった意匠とする。</li> <li>○周囲から直接望見できない位置に配置する。</li> <li>○ルーバー、外壁などにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は外壁の色彩の基準と同一とする。</li> </ul> </li> <li>●集合住宅などにおけるテレビ受信アンテナは、共同化する。</li> <li>●建築物に附属する駐車場・駐輪場は、建築物本体と調和した意匠とする。</li> <li>●建築物に附属するごみ置き場は、美観を整えるため、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の内部に組み込み、一体化する。</li> <li>○建築物と同一の素材の壁、生垣や緑化フェンスなどで遮蔽する。</li> </ul> </li> <li>●屋根上に太陽光発電設備を設置する場合は、屋根等と調和するよう明度、彩度を低くし、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○勾配屋根及び外観が勾配屋根に類似する構造物に設置する場合は、屋根等の勾配から突き出しのないように設置する。</li> <li>○陸屋根に設置する場合は、ソーラーパネルの最上部をできるだけ低くし、目隠し等の修景に努める。</li> </ul> </li> <li>●瀬戸田地区においては、屋上、屋根、階段室などには建築設備等は原則として設置しない。また、屋上、屋根、塔屋などには携帯電話用基地局アンテナは、原則として設置しない。（都市計画景観地区における「屋根等」の「スカイライン」と同じ基準を適用する。）</li> </ul>
--------------	---

- ◆これらの項目は、景観地区の基準と同様のものがあるため、そちらで整理しています。
- ・瀬戸田地区に関する基準以外の4つの項目については、「スカイライン」(p34~35)における屋上等の設備の遮蔽に関する内容と、「建築設備等」(p46)をご覧ください。
  - ・「重点地区」である瀬戸田地区については、尾道・向島地区(=都市計画の景観地区)と同様に、背後の寺社などからの眺望景観の阻害要因となりやすい屋上の突出物などをできるだけ設けないようにする配慮が望まれます。このため、「景観地区」-「屋根等」-「スカイライン」の基準(p34~36)と同じ内容を適用します。

<p>塀や柵等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建築物の敷地に塀や柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材(木、竹、石など。以下同じ。)を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの</li> <li>○化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀</li> <li>○塀・柵の前面を緑化したもの</li> </ul> </li> <li>●瀬戸田地区においては、コンクリート塀又はコンクリートブロック塀に着色する場合は彩度を低くする。また、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したものや褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）</li> </ul>
-------------	---

- ◆これらの項目は、景観地区の基準と同様のものがあります。
- ・「金属製の柵その他これに類するもの」とコンクリートを用いた塀の扱いについては、「建築物の塀や柵の意匠」(p47)に準じて計画してください。
  - ・「重点地区」以外の区域では、金属製の柵等の色彩について、「自然素材を模したものや褐色系」という基準は設けません。

## ②工作物

<p>工作物の色彩</p>	<p>●外壁の色彩は、次のとおりとする。ただし、アクセント色、工作物の保安上必要とされる彩色、彫像・記念碑等でデザイン上必要な彩色等はこの限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○落ち着いたある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないこと。</li> <li>○主要な展望地からの眺望も含めて近景から遠景に至る様々な方向から見た場合の色彩の調和を総合的に検討し、最適な色を選定すること。</li> </ul> <p>●貯蔵用タンクなどで大規模な壁面を有する工作物（規模は建築物の場合に準じる。）の外壁は、圧迫感を軽減し、周辺との調和を図るため、極力、色彩等による分節化や表情づけを行う。</p>
<p>工作物の附属設備等</p>	<p>●工作物に屋外階段や高架水槽などの設備を設置する場合は、工作物の美観を整えるため、次のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当該工作物と一体となった意匠とする。</li> <li>○ルーバーなどにより適切に遮蔽する。この場合、ルーバー等の色彩は当該工作物の色彩の基準と同一とする。</li> </ul>
<p>工作物の敷地の塀や柵等</p>	<p>●工作物の敷地に柵等を設ける場合は、極力生垣又は自然素材（木、竹、石など。以下同じ。）を用いた塀・柵とし、これによりがたい場合は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○防犯・目隠しの機能が必要な場合を除いて、透視性があり、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩の金属製の柵その他これに類するもの</li> <li>○化粧性のあるコンクリート塀又はコンクリートブロック塀</li> <li>○柵・塀の前面を緑化したもの</li> </ul> <p>●瀬戸田地区においては、金属製の柵等を用いる場合は、自然素材を模したもののや褐色系を基本としつつ、地域の特性に応じて、無彩色や低彩度の落ち着いた色彩を選定する。（都市計画景観地区と同じ基準を適用する。）</p>

◆工作物に関するこれらの項目は、①建築物に関する「外壁の形態・意匠」（p 20）と景観地区の「外壁の形態」（p 41）、「外壁の色彩」（p 21～23）、「建築設備等」（p 24）、「塀や柵等」（p 24）の項目に準じて扱うこととします。

<p>擁壁</p>	<p>●主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。</p>
-----------	--

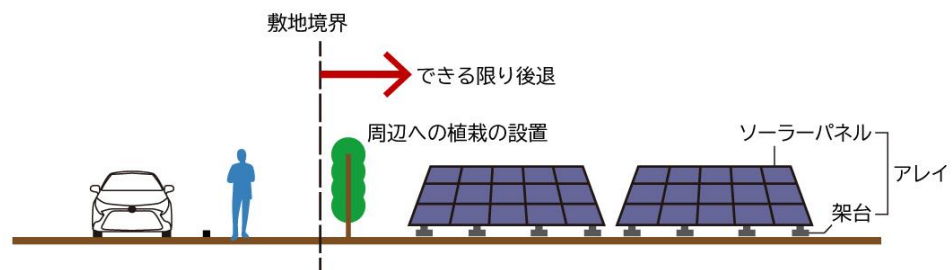
◆通常のコンクリートは明度が高く、自然石を用いた擁壁に比べ、周囲の土壌や岩肌、また樹林などから浮いて見え、表情も乏しく感じられる場合があります。このため、周囲の景観特性を踏まえながら、着色剤など色彩を調整する混和剤の活用や、表面に陰影をもたらす化粧工法などにより調和を図るよう計画してください。



はつり処理したコンクリートブロックの擁壁

太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アレイ（ソーラーパネルを架台に設置したもの）の高さや配置は、周辺の景観との調和に配慮したものとする。</li> <li>●太陽光発電施設を設置しようとする場所が眺望の良い場所に隣接・近接する場合や、主要な道路に面している場合は、敷地境界から距離をとった配置や、できる限り見えないように植栽を施す事を検討し、適切な修景等に努める。</li> <li>●ソーラーパネルや付帯設備等の色彩は、周囲の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
---------	---

- ◆地形や敷地形状を踏まえ、ソーラーパネルの高さや向きなどに統一性を持たせるなど、雑然とした印象とならないように計画してください。
- ◆太陽光発電施設の存在感の軽減や、眺望景観の中で目立ちにくくなるように、敷地周辺への植栽や敷地内緑化、境界部からできるだけ後退して配置するなどの景観への配慮を行ってください。
- ◆ソーラーパネルや付帯設備等が目立たないように、周辺環境と一体感のある色彩や、低彩度の色彩を採用してください。



### ③開発行為

擁壁その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●周辺の自然植生と調和したできる限り豊かな緑化に努める。なお、主要構造部にコンクリートを使用する場合は、その色彩は、周辺の土壌や岩石等と明度をそろえるなど、斜面の景観に違和感なく融和するよう努める。</li> </ul>
---------------	---

- ◆当該の事業の条件下で、適切な工法を採用してください。隣接して樹林などがある場合は、それとの連続性にも配慮してください。
- ◆なお、基準の後段の内容については、②工作物の「擁壁」と同様に扱います。



緑化による法面の保護・修景



緑化による法面の保護・修景

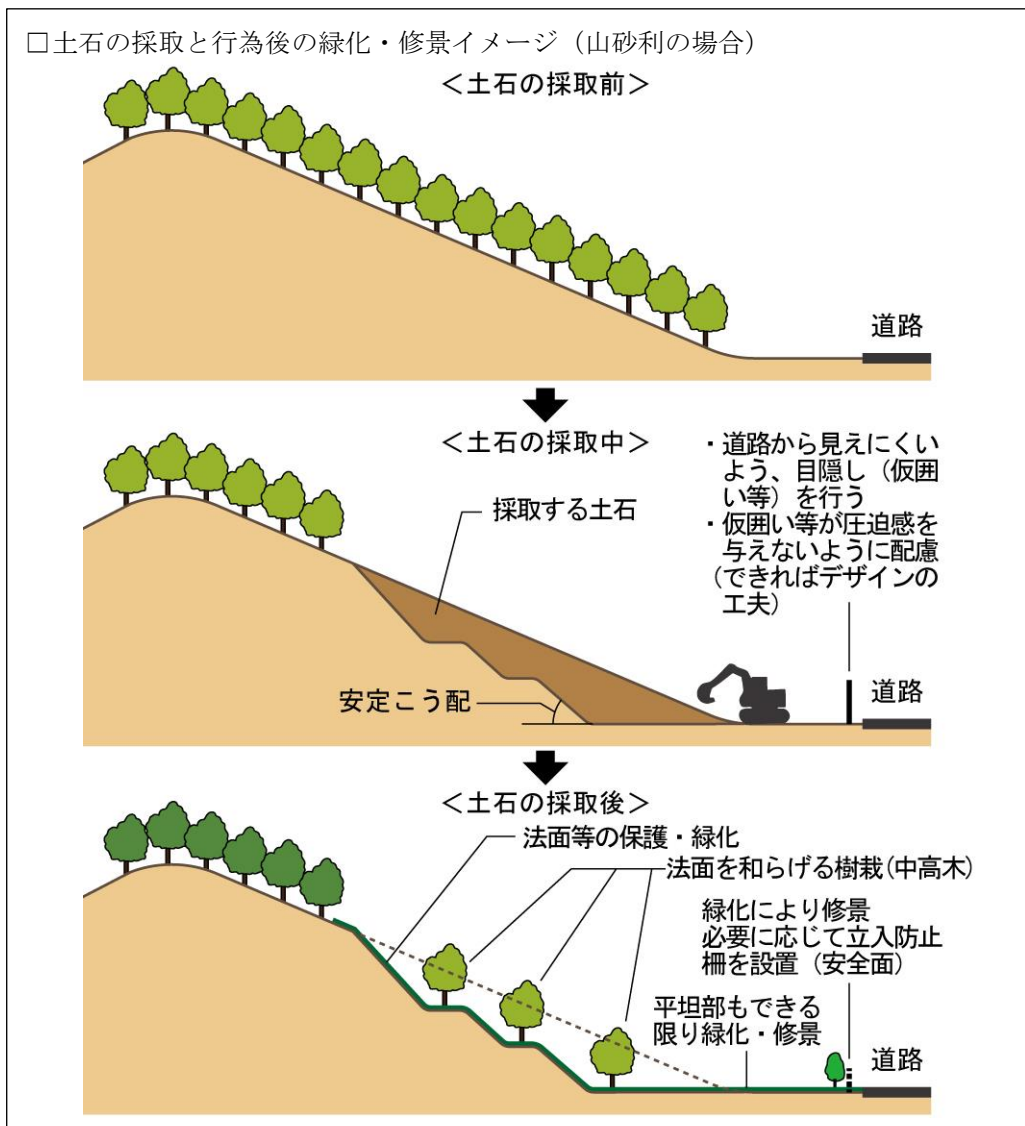
#### ④土石の採取

採取の工法等	●行為後に、行為前に近い自然の状態に戻る工法を採用する。
--------	------------------------------

- ◆山腹などにおける土石の採取は、ベンチカット工法など、行為後に緑化を施しやすい工法を採用することが基本となります。届出時には、行為後の緑化の計画や適切な工法を採用していることを確認します。

修景又は塀や柵等	<p>●採取する土地は、目立たないように、次のいずれかの措置を講じる。なお、行為の土地の形状や地形等から困難である部分についてはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地の周囲を緑化等により修景する。</li> <li>○周囲から見えにくいよう、次のいずれかにより、適切な塀や垣などを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス</li> <li>・塀・柵の前面を緑化したもの</li> </ul> </li> </ul>
----------	---

- ◆採石等を行っている場所が地域の景観阻害要素とならないように、周囲からの視線を遮蔽する措置を施してください。ただし、急傾斜採取地の場合は、平地部分の作業場などに対して同様の措置を行ってください。



### ⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

堆積の形態	●堆積物が周囲の景観に及ぼす影響を小さくするため、極力堆積物の高さを低くするとともに、整然とした堆積とする。
-------	--

◆この内容は届出以降の活動行為にかかるものですが、できるだけ整然とした堆積を行うことができるような敷地の整備を行ってください。

修景又は塀や柵等	●行為地の敷地は、堆積物が周囲から見えにくいよう、次のいずれかにより、適切な塀や柵等を設ける。 ○化粧性のあるコンクリート塀、コンクリートブロック塀、鋼板フェンス ○塀・柵の前面を緑化したもの
----------	--

◆④土石の採取(p 27)における同項目と同様に扱います。生垣の使用も可です。

#### □堆積物への配慮イメージ

